

第1回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会・会議録

日時：平成17年4月28日（木）16：30～

場所：札幌市役所12階4号・5号会議室

1 開 会

事務局（子どもの権利推進課長）より、冒頭あいさつ

2 委嘱状交付

3 諮 問

（諮問書参照）

4 市長あいさつ

どうも皆様お忙しい中、お集まり頂きまして、ありがとうございます。札幌市子どもの権利条例制定に向けた検討委員会ということで、今委員の皆様方に委嘱状を交付させて頂きました。併せて諮問の内容もお手元の方にさせて頂いたわけでありまして。この検討委員会で検討して頂くのは、名前の通り、今札幌市が子どもの権利条例というものを作ろうという作業をこの間ずっとやっておりますけれども、その条例の素案を作ったための検討委員会でございます。ご承知のように1989年の11月に国連総会で満場一致で子どもの権利条約というものが締結、採択されました。それから5年経過して日本もそれを批准するというので、すでに子どもの権利条約というものは国内法としての効力を持つ存在であるわけでありまして。しかしながら法律があるから、あるいは条約があるから、それで子どもの権利が守られているかという点必ずしもそうではないと思います。今、条例を作ろうという意図は、その心はまさにその権利条約の内容を本当に吟味し、私たち自身のものにする努力をできるだけしなければならないという問題意識から、今こういう作業をしようとしているわけでありまして。子どもの権利とは一体なんぞやということがよく議論されております。私はこの子どもの権利というのはよく読んでみますと、日本国憲法、あるいは世界人権宣言、あるいは子どもの権利宣言等、だいたい同じようなことが書いてあるという思いがあります。しかしそれに子どもと、子どもに特化してその人権というものを考えるという時に、子どもらしい権利とは一体何かと私は考えるわけでありまして。やはり子どもがその権利を行使できるという状態に、子どもに育ててもらいたいと思いますか、そういうことを要求できる。そういう権利行使主体として成長することを大人に対して、社会に対して要求できる権利が子どもの権利ではないかなと思います。そこいら辺も含めて皆様方にこれから本当に議論を深めて頂いて、そして多くの方々に聞き取りをやって頂くというような作業もお願いしたいと思っております。そういう意味で今回委嘱をさせて頂きました高校生、子どもの代表ということで高校生3名、そして教育関係者、公募の委員、それから学識経験者と、いろいろな方々を委員に委嘱させて頂いたところでございます。いろいろなお仕事をお持ちだったり、あるいは学業等に励んでおられる皆様方が快くお引き受け頂いたことを本当に心から感謝申し上げたいと思っております。札幌市がこの子どもの権利というものについて真剣に取り組んでいくという心意気で今頑張っておりますので、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げたいと思うところでございます。是非この間の議論を通じて、そして皆様方がまたいろいろな市民の皆様方の意見を聴取して頂いて、この権利条例というものが充実した内容になる、そんな素案を皆様方でお作り頂きたいと心からご期待申し上げたいと思っております。どうかよろ

しくお願い申し上げます。ありがとうございました。

5 委員紹介

(名簿参照)

なお、1名欠席、1名遅参、1名早退。

6 事務局紹介

子ども未来局（子どもの権利条例制定検討委員会事務局）及び同席の教育委員会職員紹介

7 議事

- (1) 委員長選出 互選により、内田信也委員が選出された。
- (2) 副委員長選出 互選により、尾谷正孝委員、青山正委員が選出された。

(☆ 以下、委員長の司会により進行)

(3) 検討委員会の目的・役割、これまでの取組み経過など

事務局より以下の説明があった。

◎ 目的

仮称・札幌市子どもの権利条例について策定を検討し、条例素案を起草して頂くこと

◎ 具体的役割

とりわけ、子どもの意見を含めた市民意見の掌握活動と、条約や条例づくりに関する市民啓発活動、仮称・札幌市子どもの権利条例案の起草が中心的な活動となる。

◎ 子どもの権利の理念

これまで札幌市が行っている普及啓発活動で行ってきた内容は主に次のようなものである。

1 ユニセフ協会抄訳で説明されている、4つの基本的な権利を紹介。

- ① 病気やけがの治療を受けることができるなどの生きる権利
- ② 教育を受け伸び伸びと遊んだりできるなどの育つ権利
- ③ 虐待や搾取から守られるなどの守られる権利
- ④ 自分の意見を自由に表すことのできるなどの参加する権利

2 札幌市発行の一般向けパンフレットとして、条約のうちとくに重要な内容について、3つのキーワードとして紹介。

- ① 一つは子どもの最善の利益（子どもに関することは、子ども主体で考え、その中で最も良いものに決めるというもの）
- ② 意見表明権（子ども主体で考え、その中で最も良いものに決めるためには、まず子ども自身が自分自身に関係のあることにつきまして自由に意見を言い、その意見が尊重されることが必要であるというもの）
- ③ 保護（子どもが親や保護者などによる虐待や不平等な扱い、搾取から保護されるべきこと）

以上の内容及び「子どもの権利条約は、これまでもっばら子どもを保護の対象としてきた考え方を転換し、子どもも独立した人格と尊厳を持つ権利の主体として捉えている」ことを出発点として、議論を深めていただきたい。

◎ お願い（事務局の基本的な姿勢）

- 1 策定までのプロセスを重視し、市民、子ども参加で条例を作ること
- 2 総合条例を目指すこと。これまで制定された全国の子どもの権利推進に関する条例には大きく分けて3つほどタイプがあるが（①子どもの救済や参加など、子どもの権利保障の個別課題に対応する条例②子どもの施策を推進するための原則を定める条例③子どもの権利を総合的に保障しようとする条例）札幌市はまず総合条例を目指したいと考えている
- 3 札幌の子どもの実態や実感に根差しまして札幌に即した条例を目指すこと

◎ 今日までの札幌市での子どもの権利条例づくりの取組みについての説明

平成6年に子どもの権利条約が批准されたことに基づいて、この条約の普及啓発活動に取り組んできた。

平成15年度までの主な活動として、次のものがある。

- ・ 外務省の子どもの権利条約全文の冊子を発行
- ・ 小学生、中学生向けのパンフレット（毎年学校を通じて配布）
- ・ 大人向けのパンフレット（各地のイベント、講演会、研修会などの場で配布）
- ・ 子どもの権利条約をテーマとした人形劇を制作（市内の小学校、児童会館などで毎年巡回公演）
- ・ 子ども議会（さらに子どもの意見表明権を体現した取り組みとして、小学校5年生から中学2年生までの子どもたちを集め、子ども議員として市長にまちづくりについて提案する行事）
- ・ 子どもの権利に関する市民フォーラム

しかし、このような条約の普及啓発活動にもかかわらず、平成15年度に本市で行った市政世論調査によれば、子どもの権利条約を知っているという市民の方が15%に満たなかった。このため市民の生活に根差した子どもの権利条例づくりに向けて、まずは市民の方に子どもの権利条例の存在そのものを知って頂くために、平成16年度は普及啓発の年と位置付け、より子どもの権利が身近に感じられるような普及啓発活動を進めてきた。

具体的にはこれまでの取り組みに加えて、

- ・ 各区役所や、青少年育成委員、あるいは少年団体など子どもに関わる団体の協力により、子どもの権利をテーマとする講演会、フォーラムを開催してもらい、講師の派遣やパンフレットの提供をしてきた。
- ・ また市の内部でも、市職員を対象とした研修も複数回実施した。
- ・ さらに市役所や各区民センターのロビー、あるいは雪まつりの時に条約の内容や、国及び札幌市の取り組みを紹介するパネル展を実施し、市民の方からのアンケートなども頂いた。

今年度においても条例づくりを意識して、昨年同様規模の条約の普及啓発活動に取り組んでいきたい。

◎ 本検討委員会の会議録及び会議の公開等について

- ・ 本委員会は、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱というものに基づき設置さ

れる附属機関類似の機関という位置付けになっている。

- ・ 会議録を事務局の方で作成させて頂きたい。
- ・ 会議は原則公開とさせて頂きたい（論議の過程で個人のプライバシー等に関わることなどが含まれる場合にはその都度会議に諮り、また公開、非公開を決定する。非公開とした場合はその議事については議事録に載せず、傍聴の方も退席して頂く）
- ・ 会議録は、発言者の氏名は記載せず、発言内容も逐語によらず概要でまとめてホームページで公開させて頂きたい。
- ・ 委員の皆様への法的な地位は、地方自治法、あるいは地方公務員法をはじめ関係法規に準拠した扱いをさせて頂きたい。

（以上の件に関する質問、意見等 なし）

(4) 今後の検討委員会のすすめ方について

副委員長 1 より提案

◎ 課題として以下の点があげられた。

- ① 条例を平成18年度中、なおかつ18年の第3回定例市議会に条例を提出したいという事務局側の強い意向があり、非常に短期間の中で条例づくりを進めていくということが課せられている。
- ② 子どもを含めた市民参加の手づくり条例を作る。札幌市内の子どもたちの実情、実態というものをつかみながら、またこの子どもたちの意見や考え方をたくさん聞きながらそれを条例の中に最大限にどう盛り込んでいくかということが、課題になってくる。検討委員会が有する知識を条例に反映させるだけではなくて、検討委員自身が市民の意見の収集から中間答申、条例素案づくり、そして最終答申づくりというようにまさに実働部隊としての活動が求められている。

◎ 策定の流れについての考え方が提示された。

- ① 市民の方々の、さまざまなジャンルごとに懇談会を開催して意見を徴集していきたい（子どもも大人も対象とする：小学生、中学生、高校生、学校の先生方、地域活動家たちの意見）
懇談会を開催した後はアンケート（大人向け・子ども向け）調査を実施して集約する。
- ② 検討委員の方々が子どもがたくさん集まる場所に出向いて行って、出向き調査という形で子どもたちからの意見もまたそこに加味して進める（養護施設等で生活する子、街頭、障がいのある子など、主に子ども対象）。
- ③ 検討委員会のスケジュールについてはA3、非常に期間が短い中で、この作業を進めなければならない、なおかつ今回の検討委員の中には高校生も含まれているので、できるだけ高校生も動ける時にいろいろなことをしていきたいので、高校生が動ける夏休みを集中的に活動の日に設定しており、土曜、日曜という所に活動日が集中していくことをご了解頂きたい。

今日は第1回目の検討委員会ということになるわけだが、5月、6月は検討委員会で勉強会を開いていきたい。そして子ども権利条例づくりにあたっての検討委員としての共通理解を図っていきたい。まずは札幌市の子どもの現状と、その施策を子ども未来局なり相互関係の方々からご報告を頂きながら、みんなでその辺の知識を得ていきたい。それと他都市の条例を一応研究していく場も持っていきたい。そして早稲田大学の喜多教授をお呼びして、先生を囲んでの懇談会等の勉強会を設けてはどうだろうか。さらには教育委員会と深い関わりを持ちながら実施していくという意味で、教育委員会との懇談会であるとか、さらに子どもの権利条例づくり等をしている市民団体の代表の方々との懇談会等も持ちながら幅広い意見の収集に努めていけるようなことをしていきたい。

市民の意見や考え方の収集方法としては、懇談会のほか、区民及び市民フォーラムであるとか、出向き調査、アンケート調査、それからホームページの掲載というような形をとりながら、まず札幌市の実態にあった子どもの権利条例づくりを進めていく上では、子どもの生活感や大人の子どもの観といったものや、子ども、大人の意見や考え方を把握し、理解していく必要がある。

- ④ 25人の検討委員の方々を5つの部会（乳幼児・小学生部会、中・高校生部会、親部会、子どもの指導者部会、地域部会）に分けさせて頂いて、その部会ごとにそれぞれの対象者の方々の意見徴集、またアンケートの集約、それらの行動を起こして頂いてはどうか。この5つの部会で各々部会長を決めて頂いて、部会長を中心にしてそれぞれの懇談会をどう進めていくか、またアンケートをどうしていくかということを実際のそれぞれのジャンルの中の実働部隊としてご活動して頂くというようなことをお願いしたい。また、それぞれの部会の方々が懇談会だけではなくて、出向き調査、またはフォーラム等の運営進行に是非お関わりを頂ければと思っている。
- ⑤ ホームページの活用での意見の募集、集約等については、市民の意見を把握する重要な手段だと考えるが、なかなか手が回らないので、事務局に任せることとしていきたい。期間を長く持つていくと集約作業ができなくなるので、ある程度節目ごとに区切りながら、3回くらいに分けて意見を集約していきたい。
- ⑥ アンケート調査の集約というのは大変な作業量になってくるかと思うので、その作業等を一人でも多くの市民がこの条例に関わったんだという意識を持ってもらうためにも、市民の中からボランティアを募集し、多くのボランティア活用を行っていきたい。
- ⑦ 札幌市自体が実施する子どもの権利条約の啓発活動に、検討委員会も積極的に参加させて頂くという姿勢をとってまいりたい。そしてその啓発活動の中で、検討委員会の動きが集約された市民の意見や意識を、その中で発信していきたい。
- ⑧ 広報担当委員を設置するかどうかということ、委員の皆さん方にお諮りしたい。当検討委員会での動向、座談会やアンケートによって集約した市民の意見や意識を周知させていくこと、またホームページの掲載原稿の作成や、子どもの関連施設や多くの市民の方々への広報誌の発行を行うための専門委員は必要かご検討いただきたい。
- ⑨ 17年の12月頃に懇談会出向き調査、それからホームページ等で集約されたものをまとめ

て、中間答申案を作成し、各部会の部会長方の集まりでこの答申案を作って頂きたい。その答申案を検討委員会全体にフィードバックさせていながら、本年12月には出していききたい。また中間答申が出来上がりましたらホームページ等に掲載し、市民に意見を頂き、条例づくりに役立てていくという作業もしていきたい。

- ⑩ 18年の1月に条例素案づくりのための専門部会を設けていきたい。そして18年の春頃には検討委員会としての案を完成させていきたい。この案を市民フォーラムなどで示していき、さらにはパブリックコメントなどを求めながら、7月には最終答申を出していききたい。この経過日程については若干の変更は十分有り得ると思いますので、ご了承を頂きたい。1年3カ月という短い期間の中で条例づくりをしなければならず、検討委員として精力的に取り組んでいきたい。
- ⑪ 最後にこの検討委員会を円滑に進めていく上で正・副委員長と部会長との部会長会議の設置を提言させて頂きたい。部会の設置というのは懇談会やフォーラムの開催とその運営内容、さらにはアンケートの利用方法、ボランティアの参加や、今後取り組みを進めていく上でさまざまな問題が生じてくることが予想されるため、これらのことを円滑、迅速、かつ効果的に対処していくためには、こういう部会長会議を設置して進めていくことがいいのではないか。
- ⑫ アンケートの内容については、副委員長2より、説明していただきたい。

副委員長2より、アンケート内容（案）について説明

札幌市の子どもたちの状態というのはまだ分かっていないので、そういうものを知っていくためのひとつの方法として、これから1年3カ月ぐらいの間にまとめをつけるために、どういう資料が逆に作られなければいけないかというように考えて、大人への調査、子どもたちへの調査という項目で印を付けていって、それをまとめていくという手法を入れた方が、条例づくりそのものも促進していくと考えている。一応平均的にこういう領域を捉えてみたらどうか、こういう範囲で聞いておけば、その人の意見が出てくるということでまとめてある。大人への調査の所については、これから皆さん、懇談会でいろんな大人と接していくことがあるので、その中で使い勝手がいいように考えなければいけない。「あなたが現在感じている子どもの姿があてはまる場所に記入して下さい」というのを38項目書いてあるが、いろいろ話し合いをして、そして最後の帰りがけにこういうのを書いてくださいというのは時間的に大変だという現実的な問題が出てくる。これをどういう範囲にするか、全体を同じものを使って書くのがいいのかどうかというところを、各部会長を中心にもう1回見直してほしい。

スケジュール的に言うと、このアンケートを7月から使えるようにしないと行かない。その話し合いを部会で行ってもらいたい。7月の中ぐらいに皆様に1回見てもらって書きづらいついとか、何を聞かれているのか分からないという所はカットするという風に考えて、やってみてはどうかと思う。これから出向いた先や、懇談会で訪ねた先で、どのような意見があったかは皆さんの文字でレポートされていくが、それは逐語で誰がどんなことを言ったということを書き取って、それを全部出していくのではなく、概要を出してもらおうことになる。こ

のアンケートもその具体的な意見を支える背景のデータとして非常に重要になってくると思う。

一つ皆さんに構えを持ってほしいと思っているのは、皆さん一人ひとり意見はあるが、市民と接して違う意見の人にぶつかった時に「何か正しい意見を言ってください」という風に迫られてくると思うが、正しい意見は何かということを決めるための懇談会ではない。

実は子どもの権利ということについて、大人の立場をみんな持っているかもしれないけれど子どもというところに降り立つために、皆さんから意見を出してもらっているので、決して決まった方向に連れて行くためにやっているのではない。私たち委員も参加している市民も子どもという問題に対しては全くの素人だという考えでやっていきたい。「子どもについては俺が一番知っているんだ」という人が出てくるかもしれないが、いわゆる素人的な考え方から子どもがどんな風に見えるのか、それから子どもというものをどういう風に子どもに期待をかけるのか。期待をかけたくないというのは、どうして期待をかけないのか。そういう所に踏み込んだ話し合いをしていきたい。踏み込んでやる行動なので必ずリアクション、抵抗、批判が起こるが、それに対してオープンに、こういう話し合いをこういう風にやっていますということを、ホームページとかいろんな方法で知らせたい。発言する人は名前を名乗ってないかもしれないけれど、責任ある発言をやはり求められているということになる。話し合いの報告と、アンケートによって出てきたまとめの報告とが二つ束になって積み重ねられて、それが部会長会議の中で利用されたり点検される。そして最終的にはみんなが集まって条例づくりという全体会議が始まってきたらもう一回、その資料は各個人で責任をもって読んでいかなければいけないと思う。

(以上に対する質問、意見等)

A 委員 アンケートが重要だということはよく認識ができたが、特に親の、大人の方の子ども観という抽象的なものを聞いていくという部分なので、その言葉の使い方によっても回答が動いていくと思うし、いくらこちらの立場をニュートラル（中立）にして聞いていくにしても、懇談会の前に行くのか後に行くのかで回答は動いてくると思う。ある程度部会ごとではなく統一した方がより有効なデータになっていくのではないかなと思うが、時間的に無理だろうか。

副委員長 2 そのアンケートを書いてもらうタイミングとかスケジュールとかについては実は頭の中できちっと整理していないが、啓発が行われた後、自分はこういう考えを持っている人間だということを表明できるチャンスとして、このアンケートを置いておこうと考えている。だが、最初に参加する前がどういう状態で、話し合ったことがどういう効果を持ったのかということ計るのであれば、これは厳密に言うと、最初に聞くアンケートの内容とまとめで聞くアンケート、同じものを使ってもいいが、少しうるさくなってしまうので、そこをうまく使っていくというのが非常に建設的ではあると思う。

A 委員 私はもしもこのアンケートが札幌市民が子どもをどう捉えているのかというのであれば、最初にやった方がいいと思う。やはり懇談会の中で「そうか、子どもはこういうもの

なんだ」と意見が動いてから、アンケートを取った場合、どういう位置づけをしていったらいいのか。効果測定であれば、懇談会の最初と最後にやらないといけないと思う。それと一般的な講演会などで配って取ったデータと一緒に比較するというのは、データとしての信憑性の所でどうか。統一するとしたら、まず真っ新の所で聞いて、「じゃ皆さん、いろいろご意見があれば話を伺わせて下さい」ともっていく方がいいのではと思ったのだが。

B委員 私は基本的にはやはり全体懇談会が終わった後でいいのではと思う。基本的にそれぞれの子ども観をぶつけ合いながら自分の揺らいでいる部分とか、あるいはちょっと疑問に思う部分について、皆さんからの意見でそこはある程度明快になっていくのかなと思うので。ただ、質問数や、5段階というのものなかなか大変だなと思う。明確に、段階を少なくする方が、いいと思う。

C委員 このアンケートを取ることがこの子どもの権利条例を作っていく過程で、どういう目的で使われるのかということがやはり一つ鍵かなと感じる。出向き調査や懇談会やフォーラムで、私たちが実際にいろんな市民の方々や、子どもたちに直接触れながら聞き取りの活動ということが行われると思うが、そこでの声の聞き取りの結果をこの策定に反映させていくということと、それからこの、子どもたちの声をつかむ、親の子ども観をつかむというアンケートが理想を言えば相乗効果でうまく回転すればいいのだろうが、私はまず心を真っ新にしたところでこういうような考え方や感じ方をしているということを一般的に捉えることに目的をまずしぼって活用して、後は実際の懇談会や出向き調査の時に、私たちが一旦心を白くしてその当事者の声を丁寧に聞き取っていくという活動に生かすための前段階としてこのアンケートを使うとか、そのアンケートの活用の目的を少し吟味したほうがいいのかと思う。

委員長 先ほどの副委員長の説明では、アンケートというのは市民の意見を収集するという抽象的なことで意義づけしているわけだが、実際にアンケートで出てきた集約した結果が、どういう形で、具体的に使われることをイメージされているのかということをはっきりさせないといけないのだろう。

副委員長2 参加した人の一般的イメージをとらえるという風にしておけば、発言がなくても、アンケートに書いたことでちゃんと自分の意見は言ったという形になるのではないかなと思う。ですから後でも先でもいいという提案になっている。内容的な部分について、皆さんの目を通して、一回頭の中で皆さんがアンケートに答える立場で見てほしかったということで提案した。

D委員 アンケートの取り方だが、例えば子どもの性格だとか、大人に対する考え方とか、社会に対する考え方とか、子どもの行動だとか、同じ似た質問を前段、中段、後段とバラバラに配置する方法と、一カ所だけ前半にずっと揃えて、子どもの性格だとか、大人に対する〇〇だとか同じ項目を揃えて聞くやり方もある。そういう順番とか中身を検討する余地があるものかどうなのか。

E委員 アンケートを取る目的、そして活用していく目的というのが、自分の中にダイレクトに伝わってくるものがない。この意図ということについて理解しないと最初に使うとか、最後に

使うとか、内容をどうするかという前の段階ではないか。

D委員 あとで学習会をやった後、考えたらどうか。例えば川崎でこんなアンケートをやったらこんな結果だったから、アンケートはこんな風に使うとか、ある程度、予想を立てながら聞けるかなというのがあるし、そのために学習会をさっきやると言っていたので。

委員長 実際にそういうアンケート実施というのは7月で、明日からやれというわけではないので、いろいろな意見を聞きながらいいアンケートのやり方というのを考えたい。

F委員 アンケートの活用の仕方とも関わると思うが、例えば懇談会の割り振りは、もうすでに、例えばその団体が決まっているものなのか、どんな風にこれをやろうという風に考えているのかなということを説明して頂きたい。

副委員長1 これは決まったということではなくて、私どもがこんな団体の方々が想定されるだろうということを列記しているに過ぎないので、部会の中でいろいろご検討頂くというようなことをお願いしたい。

F委員 それでその中身についてどんな風に考えているのか。

副委員長1 それは部会長会議の中で詰めて頂いて実施に移していきたい。

G委員 例えば乳幼児を持つ親、小学生を持つ親とありますが、その親にどのようにして呼びかけて、集まって頂いて、やっていくのかも部会の中で決めていくのか。

副委員長1 できれば部会の中で、どのような呼びかけ、PRの仕方をしていくかということか、考えていただき、その作業的なことは事務局にお願いするというような方向を取るしかないのかなど。PRの仕方としては一応広報誌を使う、またホームページを使うとかの形でPRをして人を集めていくという作業に入っていくが、結局、各部会の中でどんな形でPRしていく中で事務局に何をお願いしていくのかということも併せてお考え頂ければ有り難い。

副委員長2 ちょっと計画をこれから詰めなければいけないのでその辺は事務局との打ち合わせをしてもらって、事務局の案と皆さんの考えをうまくすり合わせ、作業をしてほしい。事務局からは何か意見はないか。

事務局 全体のスケジュールの中では大変夏場の時期にハードだし、今具体的な日程がこうやって出ているが、募集の方法などは、さまざまな広報誌があるのでそれはきちんと打ち合わせをさせて頂きながら事務局がふさわしい所をやっていきたい。

委員長 どこの団体にどうやって声をかけていくかを最初から真っ新で部会で考えてくれなどという乱暴なことを言っているわけではなく、部会の皆さん方で「私はこれがいいな」「絶対、これを付け加えた方がいいな」という工夫ができるので、そう不安にあまりなられなくてもいいかと思う。今日の段階では、こういう具体的な日程ぐらいまでは何とかいっているが、その中身はそんなに固まっているわけではない。できる範囲で工夫していかざるを得ない、この委員会の宿命なので、ひとつよろしくお願いしたい。

◎ 部会長の選任について

委員長の司会進行のもと、部会長が選任された。

乳幼児・小学生部会・・・米代直美 委員

中・高校生部会　　・・・渡辺智広　委員
親部会　　　　　　・・・佐々木一　委員
子どもの指導者部会・・・大坂克之　委員
地域部会　　　　　・・・川村　功　委員

◎ 正副委員長・部会長会議について

正副委員長・部会長会議を設置することとなった。

懇談会・出向き調査の日程、進め方、アンケートの内容等について検討することとなった。

(5) 次回の検討委員会について

5月27日（金）17：30～とする。

以　　上